

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社久保建設

愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲1166-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年5月19日～令和7年9月18日（4ヵ月）

四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由

株式会社久保建設の代表取締役は、愛媛県発注工事の一般競争入札に関し、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和7年2月12日、愛媛県警に逮捕された。

このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

「工事請負契約指名停止等措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内